

委員会提出議案第1号

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年2月29日

取手市議会議長 岩澤 信 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 赤羽 直 一

提案理由

委員会における委員長及び副委員長の互選の方法として、電子投票システムによる投票を追加するため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(互選の方法)</p> <p>第126条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票又は電子投票システムによる投票で行う。<u>ただし、オンライン会議システムを活用した会議にあっては、電子投票システムによる投票で行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項本文に規定する互選の方法に出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>3 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、<u>単記無記名投票で互選を行った場合にはくじにより、電子投票システムによる投票で互選を行った場合には電子投票システムによるくじにより当選人を定める。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第1項の規定により電子投票システムによる投票を行う場合には、委員は、投票しようとする委員の氏名、白票又は棄権のいずれかのボタンを押さなければならない。</u></p> <p>6 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。</p> <p>7 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、<u>第1項の互選(オンライン会議システムを活用した会議において行う互選を除く。)</u>につき、指名推選の方法を用いることができる。</p> <p>8 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に<u>諮り</u>委員の全員の</p>	<p>(互選の方法)</p> <p>第126条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行なう。</p> <p>2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、<u>くじ</u>で定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の投票を行なう場合には、委員長の職務を行なっている者も、投票することができる。</p> <p>5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。</p> <p>6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会には<u>かり</u>委員の全員</p>

同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、前章第4節(電子投票システムによる投票で委員長及び副委員長の互選を行う場合にあっては、第28条及び第29条を除く。)の規定を準用する。

2 前項の場合において、電子投票システムによる投票で委員長及び副委員長の互選を行う場合にあっては、第33条中「投票の有効無効を区別し」とあるのは「電子投票システムから出力した投票結果を」と読み替え、オンライン会議システムを活用した会議において電子投票システムによる投票で委員長及び副委員長の互選を行う場合にあっては、第26条中「加わることができない」とあるのは「加わることができない。ただし、オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあっては、この限りでない」と、第32条中「直ちに議場において」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、前章第4節の規定を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

意見書案第1号

政治資金規正法違反に係る疑惑を解明し、法改正を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年3月21日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 本 田 和 成

〃 〃 染 谷 和 博

〃 〃 山 野 井 隆

〃 〃 根 岸 裕 美 子

政治資金規正法違反に係る疑惑を解明し、法改正を求める意見書（案）

自由民主党の派閥が、政治資金パーティーの収入の一部を収支報告書に記載していなかった問題について、政治資金規正法違反の疑いが強く指摘されています。

政治資金規正法は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支を公開し、公明・公正な政治活動の確保、民主政治の健全な発達に寄与することを目的とし、国民に対し政治資金の収支の状況を明らかにすることを本旨としています。今般の件は、同法に抵触する疑いがあり、政治への国民の信頼を著しく損ねる行為です。

こうした国民の疑惑を解消するため、2月29日及び3月1日に衆議院政治倫理審査会が開かれましたが、いずれの議員も「会計処理に関与していない。全て事務方に任せていた」と答え、自身の政治団体の不記載も秘書らに任せており「認識していなかった」などの答弁を繰り返し、政治資金パーティーの収入の一部が議員個人に還流するようになった経緯も含めて明らかにならず、疑惑解明には全くつながっていません。

以上のことから、国会において、高まる国民の政治不信を払拭するため、今回の疑惑の全容が徹底解明されるよう、下記の事項を実行するよう強く求めます。

記

- 1 疑惑のある議員全員の参考人招致、更に証人喚問を行うこと。
- 2 秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権（選挙権や被選挙権）を停止する政治資金規正法の改正案を今国会で成立させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣